

令和元年中所得の申告（納税相談）で用意するもの

1. 個人番号がわかる書類（個人番号カード、通知カード等）と身元確認書類（運転免許証など）
2. 印鑑（認め印で可）
3. 源泉徴収票（源泉徴収票の交付を受けていない方は勤務先からの給与明細書など）
4. 収入および経費がわかる書類（収入明細書や領収書、帳簿類など）
5. 国民年金や国民年金基金の保険料支払証明書
6. 支払保険料の証明書（生命保険・地震保険料控除を受ける人）
7. 医療費控除を受ける方は、医療費の明細書や医療費通知
8. 障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳または障害者控除対象者等認定書
9. 還付申告される方は、申告者本人の振込先の口座番号などがわかるもの
10. 控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者等の個人番号を記載する必要があるため、対象者の個人番号がわかるもの
11. 「確定申告のお知らせ」ハガキ（税務署から通知がある方のみ）

申告相談についてのお願い

申告会場は混雑することが予想されますので、皆さまの待ち時間削減のためにも下記についてご理解ご協力をお願いします。

医療費控除を受けられる方へ

医療費控除の申告には、「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。

支払った医療費の領収書は、個人別・医療機関（病院・薬局）別に分け事前に集計し明細書を作成してきてください。

事業所得を申告される方へ

事業所得（農業・営業・不動産等）について申告される方は、収入や経費などの関係書類を整理、金額を計算した上でご来場ください。（収入や経費の関係書類が整理されていない場合は、申告時間が大幅にかかるため、他の方のご迷惑となりますので、受付をお断りする場合があります。）

令和２年度から適用される税制改正について

ふるさと納税制度の見直し

税制改正により、ふるさと納税で令和元年６月１日以降に政府が指定した地方団体（都道府県・市区町村）以外への寄附は個人住民税に係る税額控除の特例控除分やワンストップ特例の対象外となります。

〈ふるさと納税対象外地方団体〉

大阪府泉佐野市、静岡県小山町、和歌山県高野町、佐賀県みやき町、東京都

（東京都は対象外ですが、東京都内の全市区町村は対象です）

なお、所得税の所得控除及び住民税に係る寄附金税額控除の基本控除分は従来どおり対象となります。

住宅借入金等特別税額控除の見直し

令和元年１０月１日から令和２年１２月３１日までの間に、消費税率１０％が適用される住宅を取得した場合等において、所得税の住宅ローン控除の控除期間が現行の１０年から１３年に延長されます。

その控除期間（１１年目～１３年目）において所得税額から控除しきれない額は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度において、現行と同じ控除限度額の範囲で個人住民税から控除することができます。

町民税・県民税（住民税）の申告について

今年も所得の申告の時期が近づいてまいりました。この申告は、令和元年中（平成３１年１月１日～令和元年１２月３１日）の所得について申告していただくもので、町県民税の課税や国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料をはじめとする各種料金の算定・軽減・支給などの判定資料となります。この申告をされないと、所得証明書や課税証明書が発行できない場合があります。

申告が必要な方は、申告書の該当欄に記入のうえ、提出期限までに役場税務課へ提出してください。（申告書は今月号広報と一緒に配布します。また、役場税務課にも用意しておりますのでご利用ください。）

申告の必要がある方

令和２年１月１日現在、佐川町に居住している方で次に掲げる方

- ① 営業・農業・不動産・譲渡・配当などの所得のある方
- ② 給与の支給がある方で勤務先などから源泉徴収票が発行されていない方
- ③ 主とする給与以外に副収入がある方や、２カ所以上から給与の支給を受けた方
- ④ 町外在住である親族の税法上の扶養になっている方
- ⑤ 所得のなかった方【無職、学生等】も申告してください。（申告された内容は、国民健康保険・国民年金・福祉・保育関係事務の資料となります。）

申告の必要がない方

- ① 確定申告をされる方
- ② 収入が給与所得のみで勤務先から源泉徴収票が発行されている方、年金の収入のみでそれ以外の収入がない方（源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除「医療費控除など」を受けようとする場合は、申告が必要です。）

申告書提出期限：

令和２年３月１６日（月）です。

令和２年 申告相談について

令和元年中の所得の申告について、下記日程のとおり実施します。面談をして申告する方、申告書の作成を希望される方などは、申告相談会場にお越しください。（内容によっては、須崎税務署での申告を案内することがありますので、ご了承ください。）

消費税の申告は、須崎税務署で行ってください。

・申告相談会場：佐川町役場２階 大会議室

・受付時間：９時～１６時（昼休み：１２時～１３時）

・問い合わせ先：佐川町役場税務課 電話 22-7704

・日程

２月１７日（月）	尾川地区	２４日（月）		３月２日（月）	佐川地区	９日（月）	全地区
１８日（火）	加茂地区	２５日（火）	斗賀野地区	３日（火）	佐川地区	１０日（火）	全地区
１９日（水）	黒岩地区	２６日（水）	永野地区	４日（水）	佐川地区	１１日（水）	全地区
２０日（木）	黒岩地区	２７日（木）	佐川地区	５日（木）		１２日（木）	全地区
２１日（金）	斗賀野地区	２８日（金）	佐川地区	６日（金）	全地区	１３日（金）	全地区
２２日（土）		２９日（土）		７日（土）		１４日（土）	
２３日（日）		３月１日（日）		８日（日）		１５日（日）	
						１６日（月）	全地区

（混雑を避けるため、対象地区日程へのご協力をお願いします。）